# 1 調査の実施方法及び回答結果

# (1) 調査対象及び実施方法

ſ	調査対象者	障がい者福祉の手引き(令和5年度版)P85,86に記載のある障がい者団体・ボラン
	詞且別家有	ティア団体
	調査方法	メール及び郵送
調査期間 令和7年6月11日(水)~令和7年6月25日(水)		令和7年6月11日(水)~令和7年6月25日(水)

## (2) 回答結果

配布団体数	20
回答数 (*)	14
回答率	70.0%

\* 回答総数を計上(原則、1団体1回答だが、一部の団体で1団体で複数回答した団体あり。)

\* 複数回答を加味した回答数は11

## 2 集計結果

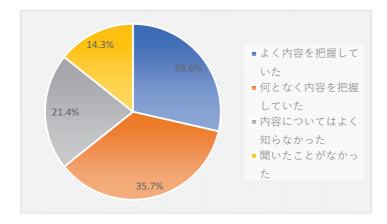
【Q1】 令和3年度に条例の見直しをしていた時点では、「意思決定支援」の在り方についての議論が不十分だったため、条例の内容には盛り込まれずにいました。

あなたは、「意思決定支援」という言葉について聞いたことがありますか。

【「意思決定支援」とは】

「意思決定支援とは、自ら意思を決定することに困難を抱える障害者が、日常生活や社会 生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、可能な限り本人が 自ら意思決定できるよう支援し、本人の意思の確認や意思及び選好を推定し、支援を尽く しても本人の意思及び選好の推定が困難な場合には、最後の手段として本人の最善の利益 を検討するために事業者の職員が行う支援の行為及び仕組みをいう。」(厚生労働省平成29年3月31日 付け障 発0331第15号「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」より)

「何となく内容を把握していた」「よく内容を把握していた」を合わせると6割以上が用語については認識 していたという結果となり、用語の意義についての関心の高さがうかがわれた。



	回答数	割合
よく内容を把握していた	4	28.6%
何となく内容を把握していた	5	35.7%
内容についてはよく知らなかった	3	21.4%
聞いたことがなかった	2	14.3%
合計	14	100%

【Q1-1】 Q1でア「聞いたことがあり、よく内容を把握していた。」、イ「聞いたことがあり、 何となく内容を把握していた。」とお答えの方に伺います。「意思決定支援」という言葉を聞いた のは、どのような場所で、どのようにして聞きましたか?

(例)学校の授業で聞いた。

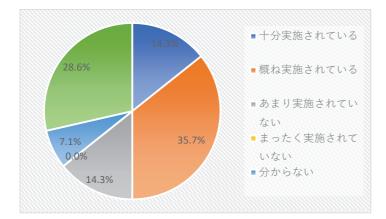
## 利用している施設の相談員から聞いた。 等

・支援計画等、常に本人と相談して希望にそってくれていると思うので、施設の職員の皆さん相談員の方に は感謝しています。

- ・育成会・勉強会・事業所
- ・福祉関係の講演や会議の場で聞いた。
- ・包括支援センターに講師をお願いした学習会
- ・NPO法人地域精神保健福祉機構(コンボ)主催のリカバリー全国フォーラムで聞きました。厚生労働省 「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」を読みました。
- ・必要があって勉強していた時
- ・意志疎通支援事業に従事するあたり障害者や既に従事している先輩から聞いた。
- ・自立支援協議会の説明会。

## 【Q2】 あなたは、小金井市において、「意思決定支援」が十分に実施されていると思いますか。

「十分実施されている」「概ね実施されている」の回答を合わせると4割を超える結果となっている一方、 「あまり実施されていない」という回答は2割弱に止まっており、市内では一定すでに実施がされている状 況が見受けられる。他方、「わからない」及び「無回答」についてもあわせて3割を超えており、「意思決 定支援」についての周知自体については十分とは言い切れない可能性もある。



	回答数	割合
十分実施されている	2	14.3%
概ね実施されている	5	35.7%
あまり実施されていない	2	14.3%
まったく実施されていない	0	0.0%
分からない	1	7.1%
無回答	4	28.6%
合計	14	100.0%

## 【Q3】 「意思決定支援」について考えていること、思うこと等をご自由にご記載ください。

・重度の息子の意思を尊重するのは専門性が必要で大変なことと理解している。今後も今まで以上に細やか に接して観察していってほしい。

・本人にとって判断が難しい事柄や、意思決定に時間がかかる事柄等、融通が必要になることを、十分考慮 してほしいです。

・総合失調症等の精神的な障害の場では、現実的に家族や現場では実施は難しいと思われる。本人の決定権 が十分に保障されるようになると良い。

・本人はもとより相談員でも支援が困難な事例があることに困惑している。

・小金井市での実状を把握していないので、小金井市において「意思決定支援」十分に実施されているか判断できません。障害者総合支援法及び障害者基本法では「意思決定支援」を重要な取り組みとして位置づけております。小金井市条例にも「意思決定支援」を盛り込むことが重要と考えます。

・実施されている範囲も実施されていない範囲もあると思う。そもそも個人的にそのようなことを見聞きした経験がないため、Q2に回答できない。意思決定をするためにはそのための情報がきちんと保障されているか、が問題になると思うが、その点においては不十分だと感じる。

・市役所内でも部署により、また公共施設でも施設により障害者に対する情報保障への対応がまちまちであると感じた。例えば講演会等の申込はメールやFAXでも可能なのか等の記載方法が市報等でも統一されていない。対応方法を統一した上で、市報やHP上で市主催の行事はFAXやメールでも申込可能であると周知して欲しい。

・障害者本人のためにも大切な支援であると考える。

・意思決定は出来るがそれを表現、伝えることが困難な場合は、受け止める機器の導入や支援者の理解度で 実現可能になっていると思う。一方、病的な原因で判断・決定が出来ない人もいる。常に見守り又、支援者 の考え方にも左右されると思うので専門的な学びも大事だと思う。

・Q2について、身の回りでの事例に出会ったことが無いので、回答できません。「意思決定支援」につい ては、本人の意向をどうくみ取るのか、難しいことだと感じます。よく、親御さんが「本人はこうだと思 う」と言う場合があると聞きます。長年一緒にいるから理解できるということは、同じ親の立場として理解 できます。しかし、私は自分の子どもが実は全然違うように感じていたことを突きつけられることが何度か ありました。親の思い込みというものがあるのだと実感しました。「意思決定」には、支援者など親以外に も関わっている人も含め、本人の状況など観察された上で、慎重に決定されていくことを切に願います。 【Q4】 本市の条例では以下のように規定しています。

. . . . . . . .

第12条 市は、障害の有無にかかわらず、幼児、児童及び生徒が共に生き、共に育ち合うこ とを基本とし、障害のある幼児、児童及び生徒が個々に応じた教育及び療育を受けられるよ う、合理的な配慮のために必要な措置を講ずるものとする。

あなたは、小金井市で行われている教育が、条例に規定された「必要な措置」のもとに行われて いると思いますか。

「ある程度そう思う」が64.3%と最も高い。



	回答数	割合
強くそう思う	2	14.3%
ある程度そう思う	9	64.3%
あまりそう思わない	1	7.1%
全くそう思わない	1	7.1%
無回答	1	7.1%
合計	14	100.0%

## (上記ご回答をされた理由についてご記入ください。)

・幼児、児童の時の療育の大切さを行政が理解していない。親には限界があり、日常の生活の中でサポート 体制が必要だと思う。

・近所の小学校で車椅子で卒業まで通い続けた児童が居た。

・出来る範囲は努力が実っているが、限られた範囲である。

・小金井市での実状を把握していないので、小金井市で行われている教育が、条例に規定された「必要な措置」のもとに行われているか判断できません。

・私の知る限り、個々に応じた教育・療育がなされていると思います。しかし、「強く声を上げて訴えた人には多くの配慮がなされている」現場も目撃しています。平等ではないと感じることがあり、上記回答です。

・そもそも市外の特別支援学校に通わなければならない時点でそう思えない。支援できるよう環境を整えよ うとしてくれる意思が行政にあっても、実際設備や人材の問題で解決できないことが多くあるのが現状だと 思う。

・教員数や予算、場所の確保など課題があるのは承知しているが、通級指導学級等は遠方から通う児童もお り送迎する親の負担も大きい。駅に近い施設等で行えると良いと思う。

・小金井市の取り組みの様子を見ても、必要な措置が十分に行われていると感じるから。

・市内小中学校には早くから特別支援学校があり、障害児が共に学び過ごす時間も多く障害者に対する理解 も又、教育も進んでいると考える。(市内に都立校もある交流があるのだろうか?)心のバリアフリーを幼 い時から育てる事は重要と考える。

・生涯のある児童、及び生徒が「個々に応じた教育及び療育を受けられる」ための合理的配慮は、少しずつ ではありますが、進んできたと感じています。一方、障害のある児童と生徒が、共に育ち合う場面は少な く、学校だけでなく地域などでもそのような取組が進んでいくと良いなと思います。特に、いわゆる学習の 場面では、同じ空間での学習が難しいことは、子どもの立場からも感じることですが、生活の場面で、一緒 に過ごす時間があることで、子どもたちの中で自然と関わり合いの気持ちが芽生えて、ゆくゆくは障害者と いうくくりではない、個人間の関わりになっていけるのが理想だと考えています。 【Q5】 条例では、以下のように規定されています。

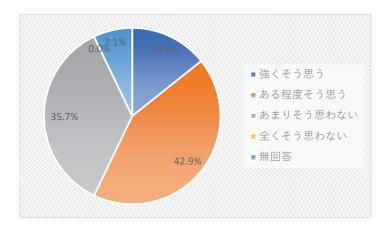
(教育)

第12条 省略

2 市は、幼児、児童及び生徒が障害及び障害者に関する正しい知識を持ち、正しく理解するための教育が行われるよう、必要な措置を講ずるものとする。また、関係職員に対する特別支援教育等の研修の充実を図るものとする。

## あなたは、小金井市で行われている教育が、条例に規定された「必要な措置」のもとに行われ、 関係職員への研修の充実も行われていると思いますか。

「ある程度そう思う」が4割超と一番多かったが、「あまりそう思わない」も3割強と僅差で、評価が二分 される結果となった。本設問に続く個別の意見としては、研修の実施自体については評価するものの、その 成果が試される実践の場で職員による個人差や、実施はされているとしても表面的な理解に止まっている点 を指摘する意見が複数見られた。



	回答数	割合
強くそう思う	2	14.3%
ある程度そう思う	6	42.9%
あまりそう思わない	5	35.7%
全くそう思わない	0	0.0%
無回答	1	7.1%
合計	14	100.0%

## (上記ご回答をされた理由についてご記入ください。)

・机上論ではなく、現場で学んでほしい。ある程度(年に1回)継続して実習して、肌で感じてほしい。本
人達も健常者と変わりないことが解ればおのずと接し方、ケアの仕方など理解することにつながると思う。
・学校教育、公務員教育など現場が忙しすぎて研修が十分とは思えない。共に学び共に生きる社会の実現を
希望する。

・自立支援協議会の雰囲気からそのように感じられる。

・小金井市での実状を把握していないので、小金井市で行われている教育が、条例に規定された「必要な措置」のもとに行われ、関係職員への研修の充実も行われているか判断できません。

・正直、よくわかりません。ある程度はそうであってほしい、という願望で回答しました。

・関係職員がどこまでを指すのか不明だが、障害者の参加に対して、受付や申し込みの時点で配慮のない対応をされることもあり、研修が充実しているのか疑わしい。

・実際に児童を担任した経験のある職員とそうでない職員で対応力に差が大きいと感じる。経験者に相談で きる体制の整備など教員のサポートを充実させてほしい。

・十分な専門性を有している関係職員の方が多いと感じるから。

市内に障害児を受け入れる場は多くある。成長と共に、関連施設も多くあると思う。理解度も自然と出来
ている。一方、常に関係職員、住民に啓発と学びは必要と考える。

・支援者サイドは知識として、いわゆる研修的なものは関係者間ではよく執り行われています。しかし、学校現場でも先生方の中で、障害理解についての差があるのが現実です。学校間、教員間での差が無いよう、していただきたい(先生方が忙しいのは重々承知です)研修だけでなく、一人の児童、生徒を、専門家の視点を交えながら何人かのチームで見ていく理解していく現在の体制を、継続してほしいと思います。児童、生徒同士の理解は、やはり前述の、共に一緒の時間を過ごした経験があるかないかが大きいと感じます。また研修をするならば、障害の社会モデルについて考えさせる授業をお願いしたいです。

【Q6】 条例では以下のように規定しています。

(特定相談)

第13条 障害者及びその関係者は、市に対し、障害者本人に係る差別に関する相談(以下「特定相談」という。)をすることができる。

2 市は、特定相談があったときは、次に掲げる業務を行うものとする。

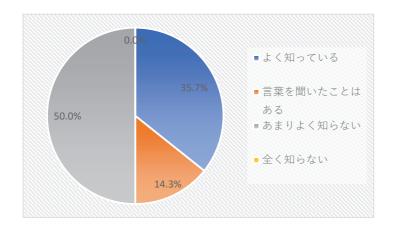
- (1) 特定相談に応じ、必要な助言及び情報提供を行うこと。
- (2) 特定相談に係る関係者間の調整を行うこと。
- (3) 関係行政機関への紹介を行うこと。
- (4) 次条の申立てに関する援助を行うこと。

3 市は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下 「障害者総合支援法」という。)第77条の2の基幹相談支援センターに、前項各号に掲げる事務の全部又は 一部を委託することができる。

4 特定相談の事務に従事する者又は特定相談の事務に従事していた者は、特定相談の事務に関して知り得 た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

### あなたは、障がい者差別に関する「特定相談」という制度があることを知っていましたか。

「あまりよく知らない」が50.0%と最も高く、次いで「よく知っている」が35.7%と続いているが、自立支援協議会での議論を通じて知ったという意見が複数あり、他方で「言葉を聞いたことはある」という回答は 2割足らずとなっており、日常的に耳にするといったなじみのある言葉ではないことがうかがえる。



	回答数	割合
よく知っている	5	35.7%
言葉を聞いたことはある	2	14.3%
あまりよく知らない	7	50.0%
全く知らない	0	0.0%
合計	14	100.0%

【Q6-1】 Q6でア「よく知っている」、イ「言葉を聞いたことはある」とお答え頂いた方に伺い ます。「特定相談」という言葉をどこでお聞きになりましたか。

(例)市の窓口で、利用している施設の処遇について相談していた際に担当の職員から聞いた。 利用している施設の件で計画相談事業者に相談していた際に勧められた。 等

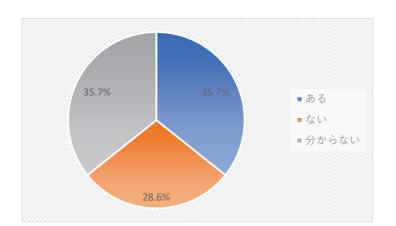
・小金井市地域自立支援協議会の委員だったので知っています。

・障害別相談日など市報で見たり市の1Fのこころ障害就労相談などそういう場がある事は知っている。表面的に知っているという事でしかないけれど。

- ・小金井市条例で知りました。
- ・仕事先の会議で聞いた。
- ・必要があって勉強した。
- ・自立支援協議会の説明。

# 【Q7】 あなたは、これまでに障がいを理由として差別的な取り扱いを受けたことがある、又は、関係する人が差別を受けているところを見たり、聞いたりしたことがありますか?

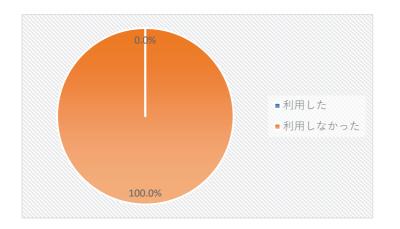
「ある」と答えた人が実に30%を超えており、当事者への理解がまだ十分とは言えない状況を示す結果と なった。



	回答数	割合
ある	5	35.7%
ない	4	28.6%
分からない	5	35.7%
合計	14	100.0%

## 【Q7-1】 Q7で「ある」とお答えになった方に伺います。 その際、市の「特定相談」の制度を利用しましたか。

回答した5件のすべてが「利用しなかった」というものであった。他方、回収率との比較では回答数の半分 以下となっており、設問内容から「利用した」と回答しにくい面があったことも推測できる。



	回答数	割合
利用した	0	0.0%
利用しなかった	5	100.0%
合計	5	100.0%

## 【Q7-1-1】 Q7-1で「利用した」とお答えになった方に伺います。 利用に際して、相談しにくい、と思ったことはありましたか。

該当なし

## 【Q7-1-2】 Q7-1で「利用しなかった」とお答えになった方に伺います。 利用に至らなかった理由をお聞かせください。

・行政がまず差別意識をもっていると感じてきた過去がある。

- ・特定相談に持ち込んでも、相手が対応に問題があったと認めると思えなかったため。
- ・特定相談で解決できる内容ではないと考え利用していません。
- ・特定相談のシステムをよく知らなかったため。
- ・当事者ではなかったため。またその時点では特定相談について知らなかった。
- また、市職員の対応の問題だったので、知っていたとしてもこの相談を利用する案件とは考えなかったと思う。

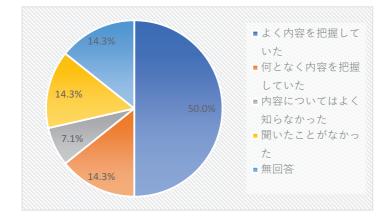
【Q8】 令和3年度に条例の見直しをしていた時点では、「障がいの社会モデル」の在り方について 十分に議論する時間がなかったため、条例の内容には盛り込まれずにいました。

あなたは、「障がいの社会モデル」という言葉について聞いたことがありますか。

【「障がいの社会モデル」とは】

「「障害の社会モデル」とは、障害は個人の心身機能の障害と社会的障壁の相互作用によって創り出され ているものであり、社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという考え方です。(中略)「障害の医学 モデル」とは、障害は個人の心身機能が原因だとする考え方です。その考え方から、「障害の個人モデル」 と呼ばれることもあります。」(ミライロ通信2022年1月11日付け「障害の社会モデルとは?障害について あらためて考える」より)

「よく内容を把握していた」「何となく内容を把握していた」を合わせると全体の60%を超える結果と なっており、用語に対する認知の高さがうかがえる結果となった。



	回答数	割合
よく内容を把握していた	7	50.0%
何となく内容を把握していた	2	14.3%
内容についてはよく知らなかった	1	7.1%
聞いたことがなかった	2	14.3%
無回答	2	14.3%
合計	14	100.0%

【Q8-1】 Q8でア「聞いたことがあり、よく内容を把握していた。」、イ「聞いたことがあり、 何となく内容を把握していた。」とお答えの方に伺います。「障がいの社会モデル」という言葉を聞い たのはどのような場所で、どのようにして聞きましたか?

## (例)学校の授業で聞いた。

## 利用している施設の相談員から聞いた。 等

・育成会・勉強会・事業所等

・市のセミナーだったと思う。包括支援センターの講演でも聞いた。

・障害者権利条約、2011年に改正された障害者基本法、障害者差別解消法及び都条例等で知りました。

・「意思決定支援」という言葉に対する質問でしょうか?「障がいの社会モデル」という言葉についての質 問でしょうか?前者であれば、言葉は聞いたことがあるけどよく知りませんでした。後者については、私自 身が障害者施設に勤務していますので、知っています。

・「意思決定支援」という言葉ではなく、「障がいの社会モデル」という言葉についてであれば、障がい関 連の講演でよく耳にする。

・手話講習会で講師から聞いた(資料をもらった)。

・学校の授業で聞いた。

・障害者差別解消法、改正法を学ぶ中で理解を進めて来たが学びの最中です。

・設問は「障害の社会モデル」についてでしょうか?それとも「意思決定支援」についてでしょうか?「障 害の社会モデル」については、自立支援協議会の条例説明や、研修会で知りました。

## 【Q9】 「障がいの社会モデル」について考えていること、思うこと等をご自由にご記載ください。

・北海道の浦河で「ペてるの家」を運営している向谷地さんの本を読んだり、『みんなが手話で話した島』 を読むと、障害は社会や人の考え方が作り出すものだととても納得させられます。人に対して寛容な社会で あって欲しいと思います。

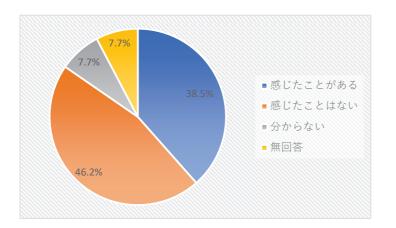
・個々の社会的障壁の定義と、それが努力目標なのか障がい者への権利侵害なのかを区別することが大切で ある。

・差別の禁止、社会的障壁の除去、合理的配慮等の必要性を理解するためには、「障がいの社会モデル」の 考え方を知り、教育することはとても重要です。

・世の中のひとすべてが建前でなく心からそう考えてくれたら、たとえハード面が完璧でなくても、ソフト 面では障がいがあっても生きやすくなるのになあ、と思う。

・障害者やその家族、あるいは関わっている関係者からの意見を集約し、市が積極的に市民に情報発信する ことでどんなことが障壁になるのか市民が理解することが重要だと思う。 【Q10】 あなたは、小金井市の制度や対応について、障がい者の困りごとの原因が障がい者本人の 障がいによるものという理解(いわゆる「障がいの医学モデル」)に基づいていると感じたことが ありますか。

「感じたことはない」が5割弱で最多となったものの、「感じたことがある」についても4割近くとなって おり、評価が二分されていた。



	回答数	割合
感じたことがある	5	38.5%
感じたことはない	6	46.2%
分からない	1	7.7%
無回答	1	7.7%
合計	13	100.0%

### (ア「感じたことがある」と答えられた方はその具体的内容)

・聴覚障がい者の団体が市民に向けて講演会がイベントを開催する時聞こえる市民に対して情報保障するの に、公的な手話通訳の申請が認められない状態は、制度としておかしいと感じています。社会モデルの考え 方であれば、個人であろうが、団体の活動であろうが、通訳派遣は認められるべきだと思います。

・一般就労については一般健常者を基準に採用されており、障害があるというだけで排除される傾向にあります。特に中小企業では法定雇用率を大幅に下回っているのが現状です。障害特性への理解が希薄で短時間・超短時間勤務がなかなか実現しません。また、福祉的就労については社会構造的な面が強く超低工賃で人間の尊厳を損なっています。

・市報に載っている行事等の申し込み受付が電話のみ、ということがあった。聴覚障害者は電話をかけられ ないのに、どうしたら良いのか、と当事者から相談があった。

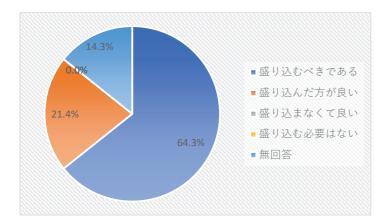
・イベントへの参加申し込みに際し、市の担当職員に、障がいを理由として来庁以外の申込み方法をお願い したところ、『来庁もできないような人が当日どうやって参加するつもりなのか?当日も来られないだろ う。』と言われた。

・小金井の制度や対応についてではないので、全般的な感想として受け取ってください。

集団の中にいる限り、少数派である障害者が「自分が違うことが原因である」と感じることは多々ありま す。特に見た目に障害がわからない発達障害の場合は顕著です。具体的に一つ例を挙げるということはでき ませんが(たくさんありすぎて)、習い事を断られる、どうせわからないからと放置される、厳しく指導さ れる、あなたの子どものせいで困っていますというメッセージを受けるたびに、孤独感にさいなまれる保護 者は、今もたくさんいます。 【Q11】 「障がいの社会モデル」について、他の自治体ではその定義を条例の中で説明したうえで、 自治体の責務として「障がいの社会モデル」に関する職員研修や市民への啓発を義務付けたり、事 業者や市民の責務として「障がいの社会モデル」への理解を深め、従業者等に教育を行うことを規 定したりしている例がみられます。

あなたは、こうした規定を小金井市の条例でも行うべきと考えますか。

「盛り込むべきである」が64.3%と最も高く、次いで「盛り込んだ方が良い」が21.4%と続き、8割以上の 回答者が盛り込む方向性を希望している。



	回答数	割合
盛り込むべきである	9	64.3%
盛り込んだ方が良い	3	21.4%
盛り込まなくて良い	0	0.0%
盛り込む必要はない	0	0.0%
無回答	2	14.3%
合計	14	100.0%

### (上記ご回答をされた理由についてご記入ください。)

・一見、社会モデルについて理解しているようでも。支援の現場では、障害の特性に問題があるという支援 者からの心無い発言があります

・障がいの社会モデルと言う考え方に気付かない人も多いと考えるので。ただ、絵に描いた餅になる事もある可能性は否定できませんが、いろんなチャンスを作るのは大事と考えます。

・障害者への権利侵害であるという厳しい視点を導入することが大切である。

・「障がいの社会モデル」は、障害者権利条約において考え方が示され、2011年に改正された障害者基本法 及び障害者差別解消法の根幹となっています。都条例でも「障がいの社会モデル」が盛り込まれています。 都条例との整合を図るためにも、前回の改正条例で見送られた「障がいの社会モデル」を追加することが是 非必要と考えます。

・「障がいの社会モデル」という言葉や内容を理解している人が少ないと感じます。条例に盛り込むべきだ と思います。

・結局、悪意はなくても、知らないことで起きる差別が多いと思うので教育や啓蒙はぜひ行うべき。周りに 障がい者がいない人は、自分自身に関係があることとして捉えられないことも多いと思うので、まずその意 識から変えていく必要があると思う。また、障がい者に関わる仕事をしていると、逆に障がい者をトラブル メーカーのように感じていて、その原因を障がいがあるからだ、と考えている人も多いと思う。

・市の職員と話す機会があるが、所属により障害者に対する対応力にばらつきがあると感じているから。

・「障害の社会モデル」に対する理解を深めることが、よりよい社会の実現につながると考えるから。

・心身に障害があっても、又、健常者であっても、いつ同様の常態になるかはわからない。理解をお互に深め、専門的な教育、資質の向上は常に必要で大切な事だと考える。

・意識の改革は、どこかがやっているだけでは変わりません。母数を増やしてください。

### 【Q12】 その他、条例の見直しに関してご意見等があればご記載ください。

・この条例第2条(5)差別の本文から「障害者でない者の取扱いと比べて」という文言を削除していただ きたいです。

又、基本理念第3条の始めの本文から「障害者でない者と等しく」という文言を削除していただきたいで す。

国も東京都も、人はその属性にかかわらず、区別することなく平等であると言っています。障害のある人 とない人を区別することが、社会的障壁と思います。

3年後の見直しをお願いします。

・努力目標、権利侵害という言葉遣いの問題ではない。努力目標は当面のところ障がい者の理解が大切である。権利侵害は、行政が怠慢を指弾されるべきものである。

・今回のアンケートでは、小金井市の実状全体を把握していないため、達成の度合いを判断できない項目が ありました。各条項の3年間の実績を可能な限り調査し、事実に基づいて考察してください。

「意思決定支援」及び「障がいの医学モデル」は内容を十分議論して今回の条例見直しで盛り込んでください。

・回答をいくつか書かせていただきました。勝手な事を書いたり理解も不足していると思いますが、障害の ある人にかかわる仕事を取り組んで下さる皆様に感謝しております。障害者はその程度も種類も一人々違 い、心の問題はもっともっと一人々違います。より沿って対応して下さる皆様に支えていただいておりま す。有り難とうございます。現在、高齢化も一段と進み、それに伴い、認知症問題も深刻に増加していま す。住み慣れた街で最後迄と願っていても「意思決定」も出来なくなる人も多くなると思っています。この 問題も考えていただけたらと願っています。よろしくお願い致します。

・自立支援協議会のみなさま、日々ののご尽力感謝いたします。条例の見直しは大変な労力が必要です。しかし、時代に合った見直し、またやってみてうまくいかないことへの見直しなど、とても大切な作業と思います。どうぞ、よろしくお願いいたします。